

○法人事業税の税率表

				H26年9月30日以前に 開始する事業年度分	H26年10月1日から H27年3月31日までに 開始する事業年度分	H27年4月1日から H28年3月31日までに 開始する事業年度分	H28年4月1日から H31年9月30日までに 開始する事業年度分
区分	法人の種類	所得等の区分		税率			
①	所得金額課税法人 (②及び③以外の法人)	所得のうち年400万円以下の金額		2.7%	3.4%		
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額		4.0%	5.1%		
		所得のうち年800万円を超える金額		5.3%	6.7%		
		軽減税率不適用法人(※)		5.3%	6.7%		
	特別法人 (農業協同組合、信用 金庫、医療法人等)	所得のうち年400万円以下の金額		2.7%	3.4%		
		所得のうち年400万円を超える金額		3.6%	4.6%		
軽減税率不適用法人(※)		3.6%	4.6%				
②	収入金額課税法人	電気供給業、ガス供給業、保険業	収入金額	0.7%	0.9%		
③	外形標準課税法人 (一般社団・財団法人、投資法人及び特定 目的会社を除く)	所得割	年400万円以下の所得	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%
			年400万円を超え800万円以下の所得	2.2%	3.2%	2.3%	0.5%
			年800万円を超える所得	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%
			軽減税率不適用法人(※)	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%
		付加価値割	付加価値額	0.48%		0.72%	1.2%
		資本割	資本金等の額	0.2%		0.3%	0.5%

- 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行い、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。
- 平成27年4月1日以後に開始する事業年度の外形標準課税法人の資本割については、資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は、当該合計額が課税標準となります。
- ①、③の法人で、事業年度が1年に満たない場合の所得等の区分については、上記該当所得金額に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して算定(月割計算)してください。また、2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の上記の所得は、関係都道府県に分割される前の所得です。
- 平成22年9月30日以前に解散した法人、特定信託の受託者である信託業を行う法人にかかる税率については、別途、山梨県総合県税事務所までお問い合わせください。